

# 水道用薬品購入（食添用低食塩次亜塩素酸ナトリウム）

## 仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する食品添加物用低食塩次亜塩素酸ナトリウム（以下、次亜塩素酸ナトリウム）は、南相馬市水道事業管内の施設において浄水用に使用するものである。

契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約区分：1kg当たりの単価契約

支払方法：月払い

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、次亜塩素酸ナトリウムの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸ナトリウムは、次の各号に定める品質規格に適合すること。また、受注者は納入の都度、当該品質規格に適合することを証明する分析報告書を提出すること。

（1）納入する次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K 120 2008-2）の食品添加物用低食塩次亜塩素酸ナトリウムで下表に適合する製品とする。

項目	規格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12.0%以上
食塩（NaCl）	4.0%以下

（2）令和2年3月25日付厚生省令第38号「水道施設の技術的基準を定める省令」（改正された場合、最新のものとする。）第1条第16号に適合する製品とする。なお、設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課）（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

(品質の検査)

第4条 受注者は、前条第1項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、(社)日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関(計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣指定の水質検査機関)により、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 3 発注者は試料を採取し、必要に応じて前条の規格等に適合しているか試験を行なうものとする。
- 4 発注者が前項の試料の試験を行なった結果、前条の規格等に適合しないことが判明した場合は、受注者の責任と負担により取り換えるものとする。

(納入日時・場所)

第5条 受注者は、発注者が指示した納入日時に極力変更が伴わないように調整し、次亜塩素酸ナトリウムを納入しなければならない。併せて、受注者が発注者の指示する各浄水場の貯留タンクへ納入すること。

- |             |                |    |
|-------------|----------------|----|
| (1) 牛越浄水場   | 南相馬市原町区牛越字下川原  | 地内 |
| (2) 大谷浄水場   | 南相馬市原町区大谷字西山   | 地内 |
| (3) 矢川原浄水場  | 南相馬市原町区矢川原字堂ノ内 | 地内 |
| (4) 小高第2浄水場 | 南相馬市小高区吉名字地藏堂  | 地内 |
| (5) 小高北部浄水場 | 南相馬市小高区北鳩原字榎木下 | 地内 |
| (6) 小高西部浄水場 | 南相馬市小高区大田和字広畑  | 地内 |

牛越浄水場、大谷浄水場、矢川原浄水場、については、年間を通して食品添加物用低食塩次亜塩素酸ナトリウムを使用する予定である。

小高第二浄水場、小高西部簡易浄水場、小高北部簡易浄水場については暖い季節(概ね4月~10月頃)は品質1級次亜塩素酸ナトリウムを使用し、寒い季節(11月~3月頃)は食品添加物用低食塩次亜塩素酸ナトリウムを使用する予定だが、水質や外気温の状況により使い分ける。

(納入計画書)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得ること。

- (1) 薬品の濃度、比重、温度の特性を示すデータ
- (2) 緊急時の連絡体制表

(緊急時の対応)

第7条 浄水処理上緊急に納入を依頼する場合がありますので、受注者は納入計画書の緊急連絡体制表に基づき、これに応じられる体制を整えておくこと。

(疑義等の決定)

第8条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

(原状回復)

第9条 納入時等において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復するものとする。

(契約の解除)

第10条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

(入札について)

第11条 入札書に記載する金額は、1 kg当たりの単価（消費税抜き）とすること。【単価契約】

水道用薬品購入（食添用低食塩次亜塩素酸ナトリウム）  
想定数量表

品名・規格・数量・納品場所

品名	規格	年間数量 (想定)	納品場所	貯留タンク容量	運搬搬入種別
食品添加物用 低食塩次亜塩 素酸ナトリウ ム	仕様書第 3 条に よる	35,300kg	原町区 牛越浄水場	3.0 m <sup>3</sup>	ローリー車又は 車両積載
		26,700kg	原町区 大谷浄水場	800L×2	
		2,400kg	原町区 矢川原浄水場	100L×2	
		12,640kg	小高区 小高第 2 浄水場	2.3 m <sup>3</sup>	
		1,440kg	小高区 北部浄水場	500L	
		990kg	小高区 西部浄水場	210L×2	
		計 79,470kg			

**特記** ・ 1 回で注文する購入量は、発注者が各浄水場の貯留タンクへの納入数量を指定する。

原町区：1 回あたり、**1,000kg～2,000kg** 程度

小高区：1 回あたり、**1,000kg～1,700kg** 程度

- ・ 年間数量は想定であり、水質の状況変化等により数量が大幅に変動する場合がある。数量に変動があった場合でも契約単価に変更は無いものとする。